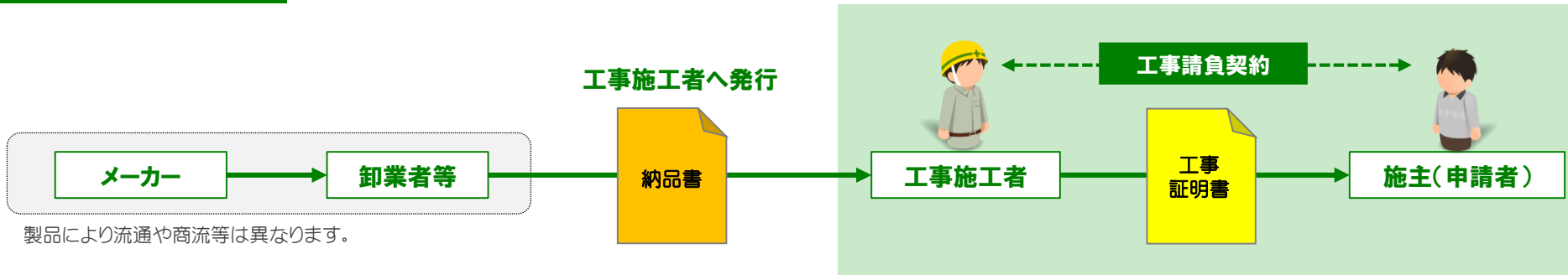


断熱材(ボード系、マット系)のリフォーム工事を行いポイント発行申請を行う場合、申請に必要な書類を作成・発行する当事者は以下の通りとします。

※P2には納品書におけるよくある不備を記載しています。必ずご確認の上、書類を作成してください。

納品書(ボード系・マット系)



書類	証明する内容	発行者 ⇒ 発行先	記載が必要な項目
【指定様式】 工事証明書 (リフォーム用)	施主と工事請負契約を締結した工事施工者が、ポイントの発行対象となるリフォーム工事を行ったことを証明する書類です。 (複数の施工業者に発注した場合、各事業者が自身の実施した工事について証明してください。)	工事施工者 ⇒ 施主 (申請者)	* 様式が指定する全ての項目 ・発行者 ・契約日 ・工事期間 ・住宅の所在地 ・工事内容 等
(各社の様式で可) 納品書	納品書は、工事施工者へ納品した卸業者等が対象住宅に使用する対象製品の納品を工事施工者へ行ったことを証明する書類です。	卸業者等 ⇒ 工事施工者 (元請)	・宛先(工事施工者) ・納品した事業者 ・納品場所(工事住宅の住所または邸名) ・断熱材の製品型番 (省エネ住宅ポイント事務局に登録されている型番) ・断熱材の区分(ランク:A-1~F) ・工事住宅に対する出荷量・納品量(m ³) (施工店に一括納品を行った納品書は不可)

※ メーカー・卸業者等が施主(申請者)へ対象製品を直接納品する場合であっても、工事施工者宛に納品された納品書を添付してください。

以下のような不備のある断熱材(ボード系・マット系)の納品書が多数提出されています。不備のある場合、申請の受付ができませんのでご注意ください。

断熱材(ボード系・マット系)の納品書は、様式の指定はありません。ただし、以下の記載が必要です。

- ・宛先(工事施工者)
- ・納品した事業者
- ・納品場所(工事住宅の住所または邸名)
- ・断熱材の製品型番(省エネ住宅ポイント事務局に登録されている型番)
- ・断熱材の区分(ランク:A-1~F)
- ・工事住宅に対する出荷量・納品量(m³)
(施工店に一括納品を行った納品書は不可)

×不備例①：断熱材の型番・量の記載がない

納品書

株式会社 ○○○

品名	サイズ	単位	備考
○○○	50×1000		
△△△	55×910×15mm	20	

×不備例②：一括の納品書である

納品書

株式会社 ○○○

品名	型番	出荷量 (m ³)	備考
○○○	●●●●●●	60.0	30部

《よくある不備》

- ・製品型番の記載がない、登録された型番でない
- ・出荷量(m³)の記載がない(坪数、ケース等の記載は不可)
- ・断熱材区分(ランク)の記載がない
- ・ポイントの発行対象となる住宅に対する納品書ではない

※メーカーにより事務局に予め登録された製品がポイントの発行対象になります。型番・区分等は事務局のホームページで確認できます。

※ 申請に便利な納品書の雛形を公表しています。

必要項目の記入欄が設定されているため、申請がスムーズになります。事務局のホームページから入手し、ご利用ください。
(<http://shoenejutaku-points.jp/user/apply/reform05>)

リフォーム用
【外壁、屋根・天井又は床の断熱改修】

省エネ住宅ポイント用

納品書(ボード系・マット系)

断熱材

平成 ●年 ●月 ●日

株式会社 ○○○ 様

納入者名 : 株式会社○○○
納入担当者名 : ○○ 印

施工店名 : ●● 様邸
納期 : 平成 ●年 ●月 ●日
受渡場所 : ●●県●●市●●●●●4-5-6

住所 : ●●県●●市●●●●●1-2-3
電話 : 00-0000-0000

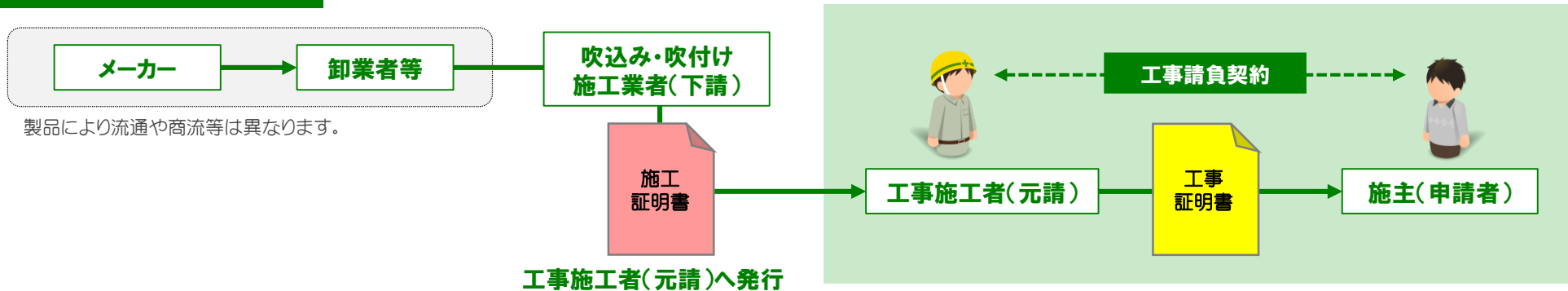
事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A-1~F)	出荷量 (m ³)
●●株式会社	○○○	●●●●●●	E	8.2

※1 製品型番の欄には、各製造事業者等が省エネ住宅ポイントに登録している製品型番を記入ください。
※2 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率(W/(m·K))は、次のとおりです。
A-1: (0.052~0.051)、A-2: (0.050~0.048)、B: (0.045~0.041)、C: (0.040~0.035)
D: (0.034~0.029)、E: (0.028~0.023)、F: (0.022以下)

断熱材(吹込み、吹付け)のリフォーム工事を行いポイント発行申請を行う場合、申請に必要な書類を作成・発行する当事者は以下の通りとします。

※P4には施工証明書におけるよくある不備を記載しています。必ずご確認の上、書類を作成してください。

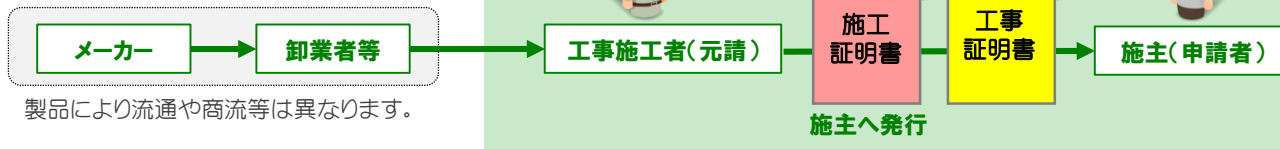
施工証明書(吹込み・吹付け)



書類	証明する内容	発行者 ⇒ 発行先	記載が必要な項目
【指定様式】 工事証明書 (リフォーム用)	施主と工事請負契約を締結した工事施工者が、ポイントの発行対象となるリフォーム工事を行ったことを証明する書類です。 (複数の施工業者に発注した場合、各事業者が自身の実施した工事について証明してください。)	工事施工者 ⇒ 施主 (申請者)	* 様式が指定する全ての項目 ・発行者 ・契約日 ・工事期間 ・住宅の所在地 ・工事内容 等
(各社の様式で可) 施工証明書	施工証明書は、実際に吹込み・吹付けの工事を行った施工業者が対象住宅に対して行った断熱工事の施工内容を証明する書類です。	吹込み・吹付け 施工業者 (下請) ⇒ 工事施工者 (元請)	・宛先(元請の工事施工者) ・吹込み・吹付けの施工をした事業者 ・施工場所(工事住宅の住所または邸名) 《以下の項目については施工部位ごとに記入》 ・断熱材の製品型番 (省エネ住宅ポイント事務局に登録されている型番) ・断熱材の区分(ランク:A-1~F) ・施工使用量(m ³)

《イレギュラーケース》

工事施工者(元請)が自ら吹込み・吹付け施工する場合、工事施工者(元請)から施主(申請者)へ施工証明書の発行を行ってください。



以下のような不備のある断熱材(吹込み・吹付け)の施工証明書が多数提出されています。不備のある場合、申請の受付ができませんのでご注意ください。

断熱材(吹込み・吹付け)の施工証明書は、様式の指定はありません。ただし、以下の記載が必要です。

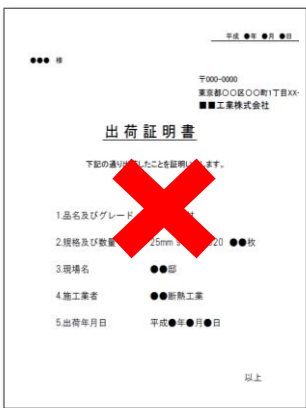
- ・宛先(元請の工事施工者)
- ・吹込み・吹付けの施工をした事業者
- ・施工場所(工事住宅の住所または邸名)

《以下の項目については施工部位ごとに記入》

- ・断熱材の製品型番(省エネ住宅ポイント事務局に登録されている型番)
- ・断熱材の区分(ランク:A-1~F)
- ・施工使用量(m³)

×不備例①：施工証明書以外の書類

×不備例②：施工部位ごとの使用量が不明である



《よくある不備》

- ・製品型番の記載がない、登録された型番でない
- ・施工部位ごとに製品型番、施工使用量等が記載されていない
- ・施工使用量(m³)の記載がない
- ・断熱材区分(ランク)の記載がない

※メーカーにより事務局に予め登録された製品がポイントの発行対象になります。型番・区分等は事務局のホームページで確認できます。

※ 申請に便利な施工証明書を公表しています。

必要項目の記入欄が設定されているため、申請がスムーズになります。事務局のホームページから入手し、ご利用ください。
(<http://shoenejutaku-points.jp/user/apply/reform05>)

リフォーム用
【外壁・屋根・天井又は床の断熱改修】

省エネ住宅ポイント用

施工証明書(吹込み・吹付け)

断熱材

平成 〇年 〇月 〇日

様

施工事業者名 : 株式会社〇〇〇
工事担当者名 : 〇〇 印

施工店名 : 〇〇 様邸
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇〇〇-4-5-6
施工完了日 : 平成 〇年 〇月 〇日

住所 : 〇〇県〇〇市〇〇〇〇-1-2-3
電話 : 00-0000-0000

【外壁】

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A-1~F)	施工厚さ (mm)	施工使用量 (m ³)
〇〇株式会社	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	E	△△△	6.5

【屋根・天井】

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A-1~F)	施工厚さ (mm)	施工使用量 (m ³)

【床または【基礎】】

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A-1~F)	施工厚さ (mm)	施工使用量 (m ³)

※1 製品型番の欄には、各製造事業者等が省エネ住宅ポイントに登録している製品型番を記入ください。
※2 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率(W/m・K)は、次のとおりです。
A-1:(0.052~0.051)、A-2:(0.050~0.046)、B:(0.045~0.041)、C:(0.040~0.035)
D:(0.034~0.029)、E:(0.028~0.023)、F:(0.022以下)